

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

給与支払報告 令和 年 月 日 提出 (宛先) 河内長野市長
所在地 名称 個人番号又は法人番号
課係氏名 担当者 内線
令和4年度 特別徴収指定番号 宛名番号
令和5年度 特別徴収指定番号 宛名番号

フリガナ 氏名 新姓 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 個人番号
住所 1月1日現在 異動後
(ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済税額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 名称 法人番号
特別徴収指定番号 氏名 担当者 電話
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 必要 2 不要

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収継続の希望がないため。
徴収予定額(ウ)と同額を右欄に記入
左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため

旧特別徴収処理欄

4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更	入力者	点検
		2 普通徴収へ切替		
3 一括徴収		入力者	点検	
4 その他				
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更	入力者	点検
		2 普通徴収へ切替		
		3 一括徴収	入力者	点検
		4 その他		

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税))を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 太線枠内を記入してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---